

資 料

ギリシャ民法典邦訳（２）

カライスコス・アントニオス

第２編 債務法

第１章 給付義務について

(債務の意味)

第287条 債務とは、ある者が他人に対して給付をする義務を負う関係である。給付は、不作為を内容とするものでもよい。

第288条 債務者は、信義誠実の原則に適用するように、取引慣習も顧慮して給付を履行する義務を負う。

(種類債権)

第289条 債権の目的物を種類のみで指定した場合には、給付すべき物を選択する権利は、当事者の関係の内容から他の結果が得られないときは、債務者が有する。

債務者は、債権の目的物である特定の種類の内の上等な物を給付する義務がなく、下等な物を給付する権利もない。

第290条 債務者が弁済の目的で種類物から特定の物を分離した場合には、債務は、債権者が遅滞の責任を負うときに限り、その物に特定する。

債務者が、債権者の請求に基づいて、債務の履行地と異なる場所に物を発送した場合には、債務は、発送のために物を引き渡した時に特定する。

(外国の通貨による給付)

第291条 ギリシャで外国の通貨により支払うべき金銭債務の場合において、反対の合意がないときは、債務者は、支払いの時および場所における外国の通貨の価値を基準に、国内の通貨でそれを支払う権利を有する。

第292条 ギリシャで外国の通貨により支払うべき金銭債務の場合において、債務者が遅滞の責任を負うときは、他の金銭債務における遅滞の場合と同様に扱う。

債権者が遅滞の責任を負う場合には、その後の外国の通貨の高騰は、債務者の負担とならない。

(利率)

第293条 約定利息を支払うべき場合に

は、その上限は、法律の定めるところによる。利息以外に合意され、または支払われた手数料その他の対価は、利息とみなす。

第294条 法定の利息の制限を超える利息に関する法律行為は、超過部分については、無効とする。

第295条 約定利息を支払うべき場合において、その利率を定めてなかったときは、法定利率による。

約定利息は、法律行為に別段の定めがない場合には、1年毎に支払う。

(重利)

第296条 重利を支払う旨の合意があり、または訴えによる重利の支払請求があった場合には、全ての種類の利息について重利を支払わなければならない。ただし、いずれの場合においても、1年分以上または国家については1会計年度分以上の利息についての重利であるときに限る。重利の支払いについての合意または訴えの提起は、1年または1会計年度を経過した後にしたものでなければならない。

貯蓄銀行、信用機関および銀行は、定款または事前の合意により、預金者が受領しない預金の利息を、新たな利息付の預金とすることを定めることができる。

(利益)

第297条 損害賠償の責任を負う者は、金銭をもってそれを実行しなければならない。裁判所は、特殊な事情を顧慮して、債権者の利益に反しないときは、金銭による損害賠償の代わりに、原状回復を命ずることができる。

第298条 損害賠償は、債権者の現在の財産の減少(積極的損害)および消極的利益を含む。消極的利益とは、事物の成行きまたは特別の事情、ことに既に整っ

た手はずに従えば、取得の可能性が見込まれた利益をいう。

(財産以外の損害)

第299条 財産以外の損害については、法律が定める場合に限り金銭による賠償をしなければならない。

(自己の過失による損害)

第300条 損害を受けた者の過失が損害の発生またはその拡大に寄与した場合には、裁判所は、損害賠償を命ぜず、またはその額を減少することができる。損害を受けた者が損害の発生を防止しなかったとき、損害を制限しなかったとき、または債務者が知らず、かつ、知ることができなかった異常に大きな損害の危険について債務者に告知をしなかったときも、同様とする。

前項の規定は、損害を受けた者が責任を負うべき者の過失についても適用する。

(出費による義務)

第301条 支出された費用に対して損害賠償の義務を負う者は、費用の額に支出の時から法定利息を加えたものを支払わなければならない。

引き渡すべき物に対してした支出については、損害賠償を請求する権利を有する者が物の収益を得た期間については、利息を支払うことを要しない。

(造作を取り外す権利)

第302条 引き渡すべき物に対してした支出のため、物に存在する造作を取り外す権利を有する者は、当該権利を行使するときは、自己の費用で物を原状に復させなければならない。物の所持が相手方に移転した場合において、当該権利を行使したことによる損害について担保を供与しないときは、相手方は、当該権利の行使を妨げる権利を有する。

（報告義務）

第303条 ある者が、その全部または一部が他人に属する事務を管理する場合において、管理に際して金銭その他の物を受け取り、または支出をしたときは、それを報告する義務を負う。当該報告の義務を負う者は、それを履行するために、取入および支出の対比を含む口座が存在することおよび当該対比の結果を、報告を受ける権利を有する者に通知し、必要であると思われる証書を添付しなければならない。

（集合物の引渡し義務）

第304条 集合物を引き渡す義務またはそれについての情報を提供する義務を負う者は、集合物を構成する物の一覧表を権利者に交付しなければならない。

（選択債務）

第305条 2つ以上の給付の中から1つのみを弁済すべき場合（選択債務）において、疑いがあるときは、選択の権利は、債務者が有する。

（選択）

第306条 選択は、相手方に対する意思表示によって行使する。当該意思表示は変更できず、条件または期限を付することができない。

（特定）

第307条 選択債務は、選択によって特定する。

第308条 選択権を有する債務者が強制執行開始の時までにそれを行使しなかったときは、選択権は、債権者に移転する。

（選択権の喪失）

第309条 選択権を有する債権者が遅滞の責任を負うときは、債務者は、相当の期間を定めて選択権の行使の催告をすることができる。債権者が当該権利を行使

しないまま期間を経過したときは、選択権は、債務者に移転する。

（選択債務の特定）

第310条 選択債務において給付の1つが不能であり、または後に不能となったときは、債務は、残存の給付に特定する。ただし、第311条から第314条までに規定する場合においては、この限りでない。

（選択債務における不能）

第311条 債務者が選択権を有する場合において、一方の給付が債務者の責めに帰すべき事由によって不能となり、引き続き他方の給付が責めに帰することができない事由によって不能となったときは、債務者は、責めに帰することができない事由によって不能となった給付の対価を支払わなければならない。

第312条 債務者が選択権を有する場合において、一方の給付が債権者の責めに帰すべき事由によって不能となったときは、債務者は、履行が可能である給付を履行して不能となった給付について損害賠償を請求し、または自己が一切の義務から解放されたとみなすことができる。

第313条 債権者が選択権を有する場合において、一方の給付が債権者の責めに帰すべき事由によって不能となったときは、債権者は、履行が可能である給付を請求して不能となった給付について債務者の損害を賠償し、または債務が消滅したとみなすことができる。

第314条 債権者が選択権を有する場合において、一方の給付が債務者の責めに帰すべき事由によって不能となったときは、債権者は、履行が可能である給付を請求し、または不能となった給付について損害賠償を請求することができる。

第315条 第311条から第314条までの規

定は、選択権が2つを超える給付に係るものである場合について準用する。

(一部の履行)

第316条 債務者は、履行すべき給付の一部のみを履行する権利を有しない。

(第三者による履行)

第317条 給付は、第三者も履行することができる。債権者が、債務者が履行することについて利益を有するときは、この限りでない。

第318条 債務者が、第三者による履行がその意思に反することを表示した場合には、債権者は、第三者による給付の提供を拒絶することができる。

(第三者による給付の提供および代位に関する権利)

第319条 債務者に対する強制執行が開始する場合において、それによって第三者が、処分される物に対する物権または所持を喪失するおそれがあるときは、第三者は、弁済、供託または相殺により債権者を満足させる権利を有する。

債権者を満足させた者は、その権利に代位する。

(弁済の場所)

第320条 法律行為または債務関係の性質その他の状況によって弁済の場所を特定することができないときは、債務発生の際における債務者の住所において弁済をしなければならない。

給付義務が債務者の職務の執行によって生じたものであるときは、債務者の住所に代わって、債務者の営業所において弁済をしなければならない。

第321条 債務の目的物が金銭である場合において、疑いがあるときは、債務者は、弁済の際における債権者の住所において債務を弁済しなければならない。

債務が債権者の職務の執行について生

じたものであるときは、債権者の住所に代わって、債権者の営業所において弁済をしなければならない。

第322条 債権者の住所における弁済が、債権者が債務発生後に住所を移転させたことによって非常に困難となったときは、債務者は、債権者の元の住所において弁済をすることができる。

(給付の期限)

第323条 給付の期限を法律行為または債務関係の性質その他の状況によって特定することができないときは、債権者は直ちに給付を請求し、債務者は直ちに給付を履行することができる。

第324条 給付の履行について期限を定めた場合において、疑いがあるときは、債務者は、その期限の前に給付を履行する権利を有する。ただし、法律または法律行為の内容によって他の結果が得られない場合には、利息を差し引く権利を有しない。

(債権的留置権の抗弁)

第325条 債務者が債権者に対し、自己の債務に関して生じたものであり、かつ、弁済期が到来した請求権を有する場合において、別段の定めがないときは、債権者がその義務を履行するまでは、自己の給付の履行を拒むことができる(債権的留置権の抗弁)。

第326条 債権的留置権の抗弁は、とりわけ物を引き渡す義務を負う者が、その物について支出した費用またはその物によって生じた損害について有する。

第327条 債権的留置権の抗弁は、相殺をもって対抗できない請求権に対しては、主張することができない。

第328条 債権者は、担保を供与することによって、債権的留置権を喪失させることができる。ただし、保証人を担保と

することができない。

第329条 債権者に訴えを提起された債務者が債権的留置権の抗弁を主張する場合において、裁判により債務者に給付をすることを命ずるには、債権者が負う義務を同時に履行することを条件としなければならない。

（責めに帰すべき事由による責任）

第330条 債務者は、別段の定めがない場合には、自己またはその法定代理人が、故意または過失によって義務を履行しなかったときは、責任を負う。取引において要求される注意義務を怠った者は、過失があるものとする。

第331条 債務者が14歳未満の未成年者であるとき、その行為を弁識する能力がないとき、その判断能力および意思の作用を決定的に制限する精神障害もしくは知的障害にあるとき、または聾啞者であるときは、第915条から第918条までの規定を適用する。

（責めに帰すべき事由による責任を免除する合意）

第332条 故意または重大な過失による責任を免除し、または制限する事前の合

意は、無効とする。

債権者が債務者の被用者であり、または責任が当局による許可の付与があった事業の執行についてのものである場合には、軽微な過失による債務者の責任を免除する事前の合意であっても、無効とする。免責条項が、個人的な交渉の対象とならなかった契約の規定に含まれ、または債務者が免責条項により、人格から発生する法益、とりわけ生命、健康、自由もしくは名誉に対する侵害についての責任を免れるときも、同様とする。

第333条 自己の事務につき通常用いる注意を基準として責任を負う者は、重大な過失による責任を免れない。

（被用者の責めに帰すべき事由による責任）

第334条 1 債務者は、給付を履行するに当たって使用する者の責めに帰すべき事由について、自己の責めに帰すべき事由の場合と同様の責任を負う。

2 前項の責任は、事前に制限し、または免除することができる。ただし、第332条に規定する場合は、この限りでない。

第2章 債務者の履行不能および履行遅滞

（履行不能）

第335条 履行期に給付の全部または一部を履行することが、一般的な事由または債務者について生じた事由により不能であるときは、債務者は、不能により生じた債権者の損害を賠償する責任を負う。

（不能により免除される場合）

第336条 債務者は、履行不能が自己の責めに帰すべき事由によらないものであることを証明したときは、履行不能によ

る一切の義務を免れる。ただし、履行不能を知った時に直ちに、債権者に通知をしなければならない。

（一部の履行不能）

第337条 債務者の責めに帰すべき事由により給付の一部を履行することが不能となった場合には、債権者は、給付の一部の履行を受けることがその利益に合致しないときは、債務者による給付の提供または給付を受領する旨の催告があった時から相当の期間内に、給付の受領を完

全に拒絶し、履行不能が給付の全部についてのものであるとみなすことができる。

(利益の償還)

第338条 債務者は、自己の責めに帰することができない事由により履行不能に陥ったために債務を免れた場合において、そのことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。

(裁判によって命じられた給付の不履行)

第339条 債務者が金銭以外の給付をなすべきことを命ずる裁判が確定したときは、債権者は、相当の期間を定めて給付の履行を催告し、同時に、期間を経過した後は給付を拒絶する旨の意思表示をすることができる。この場合において、期間を経過した後は、給付の不履行による損害賠償のみを請求することができる。

(債務者の履行遅滞)

第340条 弁済期が到来した給付の債務者は、債権者による裁判上または裁判外の催告があった場合には、遅滞の責任を負う。

(弁済期日)

第341条 給付の履行について特定の期日を合意したときは、債務者は、その期日の経過のみをもって遅滞の責任を負う。

給付の履行について解除後の特定の期限を定めるときは、債務者は、解除がなされた後、期限を経過した時から遅滞の責任を負う。

第342条 債務者は、給付の遅滞が自己の責めに帰することができない事由によるものであるときは、遅滞の責任を負わない。

(効果)

第343条 遅滞の責任を負う債務者は、

債務を弁済し、遅滞による債権者の損害を賠償しなければならない。

遅滞のため、給付の履行が債権者の利益に合致しないときは、債権者は、債務者による提供または受領の催告があった時から相当の期間内に、給付の受領を拒絶して、不履行による損害の賠償を請求する権利を有する。

第344条 遅滞の責任を負う債務者は、いかなる過失についても責任を負う。さらに、不可抗力についても責任を負うが、給付を遅滞なく履行した場合であっても損害が生じたであろうことを証明したときは、この限りでない。

(金銭債権における履行遅滞)

第345条 金銭債権における履行遅滞の場合には、債権者は、法律または法律行為によって定められた遅延損害金を請求することができる。この場合においては、債権者は、損害の証明をすることを要しない。他の積極的損害を証明した場合において、法律に別段の定めがないときは、債権者は、その損害の賠償も請求することができる。

(訴状の送達による利息の発生)

第346条 金銭債権の債務者は、遅滞の責任を負わないときでも、弁済期が到来した債務に係る訴状の送達を受けた時から、法定の利息を支払わなければならない。

第347条 物を給付する義務を負う者が、遅滞の責任を負う間に発生した事実によりその代価を支払う義務を負うときは、代価の算定の基準となる時からの法定利息を付して当該代価を支払わなければならない。

(訴状送達後の物についての責任)

第348条 物を引き渡す義務を負う者は、訴状の送達を受けた後は、債務関係また

は履行遅滞によりさらに重い責任を負う場合を除き、所有権に基づく返還請求権についての規定に従い、物の悪化、損壊、または引渡不能による損害賠償の責

任を負う。

利得および使用利益の返還に係る債権者の請求権、または費用の償還に係る債務者の請求権についても、同様とする。

第3章 債権者の受領遅滞

（債権者が受領遅滞の責任を負う場合）

第349条 債権者は、提供された給付を受領しないときは、遅滞の責任を負う。

前項の提供は、現実のものであり、かつ、適切なものでなければならない。

第350条 債権者は、あらかじめ弁済の受領を拒んだ場合には、弁済の提供が現実のものでないときであっても、遅滞の責任を負う。

第351条 債権者は、債務者の催告を受けたにも係わらず、債務者が給付を履行するのに必要な行為または協力をしないときも、遅滞の責任を負う。

債権者がなすべき行為について、特定の期日にすること、または解除から特定の期間を経過した時にすることを合意したときは、催告を要しない。

第352条 前2条の場合において、債務者による提供があった時または債権者が行為をすべき時に、債務者が給付を履行することができなかつたときは、債権者は、遅滞の責任を負わない。

（双務契約における遅滞）

第353条 債務者が債権者による反対給付を受けることを条件に給付義務を負う場合には、債権者は、請求された反対給付を提供しないときは、提供された給付を受領する意思を有するときであっても、遅滞の責任を負う。

（期限を定めなかつた給付）

第354条 給付の期限を定めなかつたときは、債務者が給付を履行する旨を債権

者に通知した場合を除き、債権者は、一時的に給付を受けることができないことを理由に遅滞の責任を負わない。債務者が、定めた期限より前に給付を履行する権利を有するときも、同様とする。

（債権者の遅滞の効果）

第355条 債務者は、債権者が遅滞の責任を負う間は、故意または重大な過失についてのみ責任を負う。

第356条 金銭債務の債務者は、債権者が遅滞の責任を負う間は、次条の場合を除き、利息を支払うことを要しない。

第357条 債権者が遅滞の責任を負う間は、債務者は、現実にも物から収益を得た限度においてのみ、当該収益を返還する義務を負う。

第358条 債務者は、遅滞の責任を負う債権者に、弁済の提供の費用、ならびに債権者が遅滞の責任を負う間に弁済の目的物の管理および保存のために支出した費用を、請求する権利を有する。

（不動産の引渡義務の場合の効果）

第359条 不動産の引渡義務を負う債務者は、債権者が遅滞の責任を負うときは、事前に債権者に通知をして、裁判所に保管人の選任を申請することができる。当該保管人は、通常の場合における保管人と同一の権利および義務を有する。この場合においては、債務者の義務は、保管人が不動産の引渡しを受けた時に消滅する。

債権者について生じた事由または債権

者を確認することができない正当な事由により、債務者が安全にその義務を履行することができないときも、同様とする。

第360条 不動産の引渡義務を負う債務

者は、債権者が前条の保管を承認しなかった場合には、保管を終了させ、不動産を引き取ることができる。この場合においては、債務者の義務は、初めから消滅しなかったものとする。

第4章 契約による債務について

(契約による債務)

第361条 法律行為により債務を発生または変更させるには、法律に別段の定めがない場合は、契約によらなければならない。

(不能な給付についての契約)

第362条 契約の締結時において、一般的な事由または自己の責めに帰すべき事由により不能である給付を約した者は、給付の不履行による債権者の損害を賠償する責任を負う。第337条の規定は、この場合について準用する。

第363条 債務者は、法律に別段の定めがない場合においては、契約締結時に給付が不能であることを知らず、かつ、知らなかったことについて過失がなかったときは、不能な給付の約束から生ずる一切の義務を免れる。ただし、履行不能を知った時に、直ちにそのことを債権者に通知しなければならない。第338条の規定は、この場合においても適用する。

第364条 不能である給付の約束を受けた債権者が、契約締結時に給付が不能であることを知り、または知ることができたときは、第300条の規定を準用する。

(法律により禁止されている給付についての契約)

第365条 不能である給付の約束についての規定は、法律の禁止規定に違反する給付の約束についても適用する。

(将来の全ての財産を譲渡する旨の契約)

第366条 当事者の一方が、自己の将来の全ての財産もしくはその一定の割合を譲渡する義務、またはそれに用益権を設定する義務を負う旨の契約は、無効とする。

(現存の財産の譲渡についての契約)

第367条 現存する財産の全部もしくは一定の割合を譲渡する旨、またはそれに用益権を設定する旨の契約は、公正証書によらなければ、その効力を生じない。

(遺産についての契約)

第368条 ある者の遺産の全部または一定の割合について、本人または第三者とした契約は、無効とする。最終意思の表示に関する自由を制限する内容の契約についても、同様とする。

(不動産に関する物権的契約)

第369条 不動産に関する物権の設定、移転、変更または喪失を対象とする契約は、公正証書によらなければ、その効力を生じない。

第370条 物の処分または物権の設定に関する契約上の義務は、疑いがあるときは、契約締結時における物の従物にも及ぶ。

(未確定の給付)

第371条 給付の確定を当事者の一方または第三者に委ねた場合において、疑いがあるときは、その者は、公平な判断で確定をしなければならない。公平な判断をしなかったときまたは確定を遅滞した

ときは、裁判所が確定をする。

第372条 給付の確定を当事者の一方の判断に完全に委ねる契約は、無効とする。

第373条 当事者が、給付の確定を第三

者の判断に完全に委ねる旨の契約は、第三者が確定をすることができないとき、確定を拒絶したとき、または確定を遅延したときは、無効とする。

第5章 双務契約における原則

(同時履行の抗弁)

第374条 双務契約により債務を負う者は、自己が先に履行をする義務を負う場合を除き、契約の相手方が反対給付を履行または提供しない間は、自己の給付の履行を拒む権利を有する（同時履行の抗弁）。

多数の者に対する給付の場合には、前項の抗弁は、反対給付の全部の履行または提供を受けるまで、各人に対して負担する部分について、当該各人に対して主張できる。

第375条 同時履行の抗弁は、担保の供与によって喪失させることができない。

第376条 当事者の一方が給付の一部を履行した場合において、相手方が反対給付の履行を拒絶することが特殊の事情のため、とりわけまだ履行していない給付の部分が重要でないために、信義誠実の原則に反するときは、相手方は、反対給付を拒むことができない。

第377条 双務契約において給付を先に履行する義務を負う者は、反対給付に対する請求権が相手方の経済状況の著しい悪化によって危険にさらされている場合において、契約締結時にその悪化の事実を知らず、かつ、知ることができなかったときは、相手方が担保を供与するまで自己の給付の履行を拒絶することができる。

第378条 被告が同時履行の抗弁を主張

した場合において、当該被告に給付の履行を命ずるときは、相手方が反対給付を同時に履行することを条件としなければならない。

(不特定の反対給付)

第379条 反対給付の範囲を特定しなかった場合において、疑いがあるときは、特定をする権利は、反対給付を請求することができる者が有する。

(責めに帰ることができない事由による当事者の一方の履行不能)

第380条 当事者の一方の給付が、その責めに帰ることができない事由によって不能となった場合には、相手方も反対給付を免れ、既にそれを履行したときは、不当利得の規定に従ってそれを請求することができる。ただし、不能によって給付を免れた者がそれによって得た利益を請求した場合には、自己の給付を免れない。

(相手方の責めに帰すべき事由による履行不能)

第381条 当事者の一方の給付が、相手方の責めに帰すべき事由によって不能となったときは、相手方は反対給付を免れない。ただし、不能によって給付を免れた者が得た利益、または故意に得ることを怠った通常得られる利益は、反対給付から差し引くことができる。

当事者の一方の給付が、相手方が受領遅滞の責任を負う間に、その責めに帰す

ることができない事由によって不能となった場合も、同様とする。

(自己の責めに帰すべき事由による履行不能)

第382条 当事者の一方の給付が、自己の責めに帰すべき事由によって不能となったときは、相手方は、第380条の権利を主張し、損害賠償を請求し、または契約を解除することができる。第339条に規定する期間を経過したときも、同様とする。

(当事者の一方の履行遅滞)

第383条 当事者の一方が遅滞の責任を負うときは、相手方は、相当の期間を定めてその履行を催告し、同時に、その期間内に履行がないときは給付の受領を拒絶する旨の意思表示をする権利を有する。この場合において、期間内に履行がなかったときは、相手方は、不履行についての損害賠償を請求し、または契約を解除する権利を有するが、給付を請求する権利を有しない。

第384条 前条の規定に従い定めた期間内に、給付の一部のみの履行を受けた場合において、当該一部の履行が債権者の利益に合致しないときは、債権者は、給付の全部の不履行について損害賠償を請求し、または契約の全部を解除する権利を有する。

第385条 債権者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞の責任を負う債務者に対して相当の期間を定めることを要しない。①債務者の行動全体から、期間を定めることが無益であると判断できるとき。②遅滞のため、契約の履行が債権者の利益に合致しないとき。

(継続的給付による履行についての契約)

第386条 契約が、継続的給付によって履行すべきものである場合において、債

務者の一回の給付が履行遅滞または責めに帰すべき事由によって履行不能となったときは、債権者は、損害賠償を請求し、またはその給付についてのみ解除をすることができる。一回の給付の遅滞または不能のため、契約の残りの給付の履行が債権者の利益に合致しないとき、または債務者が残りの給付を履行しないおそれがあるときは、債権者は、残りの給付についても同じ権利を有する。この場合においては、債権者が有する損害賠償または解除の権利は、債務者が既に履行した契約の部分にも及ぶ。

(解除と共に損害賠償を請求する権利)

第387条 債権者が解除権を行使した場合において、債権者による損害賠償の請求が正当であると認めるときは、裁判所は、契約の不履行によって生じた損害についても賠償を命ずることができる。

前項の場合の解除権については、第389条から第396条までの規定を準用する。

(予見できない事情の変更)

第388条 信義誠実の原則および取引慣習に基づいて当事者が双務契約締結の基礎とした主な事情が、後に、緊急で予見できない原因により変更し、その変更により債務者の給付が、反対給付を顧慮した場合に著しく衡平を失するものとなったときは、裁判所は、債務者の請求に基づいてその裁量で債務を適当な程度に改訂し、または契約全体もしくは債務者がまだ履行していない部分の解除を命ずることができる。

裁判所が契約の解除を命じたときは、契約によって生じた給付義務は消滅し、契約当事者は、受領した給付を、不当利得の規定に従って返還する義務を相互に負う。

第 6 章 契約によって留保した解除権

(解除権)

第389条 契約の内容として、自己に解除権を留保することができる。

解除権を行使した場合には、契約によって生じた給付義務は消滅し、当事者は、受けた給付を不当利得の規定に従って返還する義務を負う。

(解除権の行使)

第390条 解除は、その権利を有する者の相手方に対する意思表示である。

(解除権の排除)

第391条 解除の権利を有する者は、自己の受領した物の全部または大部分が当事者の責めに帰することができない事由によって滅失し、または大きく劣化した場合には、解除をすることができない。

第392条 解除の権利を有する者は、次の各号のいずれかに該当するときは解除をすることができない。①自己の受領した物の全部または一部が、自己の責めに帰すべき事由によって滅失し、または大きく劣化した場合。②物の全部または一部を他の物に加工または改造した場合。

第393条 解除権を有する者は、自己の受領した物の全部もしくは一部を処分し、またはそれに第三者の権利を設定したときは、解除をすることができない。

(解除の無効)

第394条 自己の受領した物の全部または一部の返還について遅滞の責任を負う者が、相手方が定めた相当の期間内にそれを返還しないで解除をした場合には、解除は、効力を生じない。

(消滅)

第395条 解除権は、相手方が定めた相当の期間内に行使しないときは、消滅す

る。

(当事者の双方が数人ある場合の解除)

第396条 契約当事者の双方が数人ある場合には、解除権は、契約当事者の一方の全員から他方の全員に対して行使することを要する。

解除権が一人について消滅した場合には、他の者についても消滅する。

(契約の不履行の場合の解除)

第397条 相手方が契約による義務を履行しない場合について解除権を留保した当事者は、疑いがあるときは、不履行が相手方の責めに帰すべき事由による場合に限り解除権を行使することができる。義務を履行したことの証明は、それを主張する者がしなければならない。

(違約金の支払いを伴う解除)

第398条 当事者の一方が、違約金の支払いを伴う解除権を自己に留保した場合において、解除と同時に違約金を支払わず、かつ、相手方がこのことを理由に遅滞なく異議を申し出たときは、解除は効力を生じない。

(不履行の場合の喪失特約)

第399条 契約において、義務を履行しない債務者がその契約上の権利を喪失することを合意した場合には、債権者は、債務者が義務を履行しないときは、解除権を行使できるものとみなす。

(給付を返還しない旨の特約)

第400条 解除権を行使した債権者が、すでに受けた給付を返還することを要しない旨の特約については、違約特約の例による。

(定期行為)

第401条 給付を特定の日時または一定

の期間内に履行すべきである旨の特約を合意した場合において、疑いがあるときは、債権者は、債務者の責めに帰すべき事由の有無に係わらず、履行遅滞を原因

に解除をする権利を有する。債権者が給付を欲するときは、直ちにこれを債務者に通知しなければ、給付を請求することができない。

第7章 手付けおよび違約特約

(手付けの意義)

第402条 契約の締結時に手付けを交付した場合において、別段の定めがないときは、契約の不履行による損害の補填のために交付したものとみなす。

(手付けの扱い)

第403条 契約の不履行の責任を負う者は、交付した手付けを放棄し、または受けた手付けの倍額を償還する。この場合において疑いがあるときは、相手方は、手付の価値を超える損害の賠償を請求することができるものとする。ただし、当該手付けの価値に相当する額を差し引かなければならない。

(違約罰)

第404条 債務者は、給付を履行せず、またはその本旨に従った履行をしない場合には、債権者に金銭その他の物を給付すること(違約罰)を約すことができる。

(違約罰の条件の成就とその効力)

第405条 債務者は、自己の責めに帰すべき事由によって給付を履行できず、または遅滞の責任を負うときは、違約罰を履行しなければならない。

違約罰は、債権者に損害が発生しなかった場合であっても、履行しなければならぬ。

第406条 給付の不履行について違約罰

を合意した場合において、当該違約罰を請求するときは、債権者は、給付の履行を請求することができない。

給付に代えて損害賠償を請求する権利を有するときは、債権者は、違約罰を請求し、かつ、違約罰の額を超える損害の賠償を請求することができる。ただし、当該損害を証明しなければならない。

第407条 違約罰が、給付の本旨に従わない履行、とりわけ弁済期後の履行の場合について合意したものであるときは、債権者は、違約罰を請求し、かつ、給付の履行を請求することができる。さらに、給付の本旨に従わない履行により、違約罰の額を超える損害を被った場合には、その賠償を請求する権利を有する。ただし、当該損害を証明しなければならない。

(無効な給付約束の場合の違約罰)

第408条 給付の約束が無効である場合には、当事者が無効であることを知って当該約束をしたときであっても、違約罰も無効とする。

(過度の違約罰)

第409条 違約罰が不相当に高額であるときは、裁判所は、債務者の請求によって相当な程度に減額できる。当事者の反対の合意は、効力を有しない。

第 8 章 第三者のためにする契約および第三者の負担における契約

(第三者のためにする契約)

第410条 第三者に対する給付の債権者は、債務者が第三者に給付をすることを請求することができる。

(第三者の権利)

第411条 契約当事者の意思または契約の性質もしくは目的から、第三者が債務者に直接給付を請求する権利を有するとの結論が得られる場合には、第三者は、当該権利を有する。

第412条 給付を直接請求する権利を有する第三者が、債務者に対して、権利を行使する意思を表示した場合には、債権者は、債務者の義務を免除することができる。

(第三者の拒絶)

第413条 第三者が、債務者に対する意思表示により、契約によって生じた権利を拒絶した場合には、当該権利を取得しなかったものとみなす。

(第三者に対する抗弁)

第414条 債務者は、第三者に対し、債権者との契約による抗弁を対抗する権利を有する。

(第三者の負担における契約)

第415条 他人に対し、第三者が一定の給付を履行することを約した者は、第三者が給付を履行することを拒絶した場合において、当事者が別段の意思を表示しなかったときは、損害賠償の義務を負う。

第 9 章 債務の消滅

(弁済)

第416条 債務は、弁済によって消滅する。

(債権者以外の者への弁済)

第417条 弁済は、債権者または債権者、裁判所もしくは法律が弁済を受けることを許可した者に対してしなければならない。

それ以外の者に対してした弁済は、債権者がそれを承認し、またはそれによって利益を受けるときは、有効とする。

(本旨に従わない弁済)

第418条 弁済の目的でなされた給付を受領した債権者は、弁済が本旨に従ったものでないときは、それを証明する責任を負う。

(代物弁済)

第419条 債権者は、弁済の代わりに、他の給付を受領する義務を負わない。ただし、他の給付を受領した場合には、債務は消滅する。

第420条 債務者が、弁済に代えて債権者に他の物を給付をしたときは、債務者は、その物の瑕疵または権利の瑕疵については、売主と同じく担保の責任を負う。

(債務変更契約)

第421条 債務者が、債権者を満足させるために、債権者に対して新たな債務を負った場合には、当該債務は、明白に反対の結論が得られないときは、弁済の代わりに負ったものとみなさない。

(多数の債務が存在する場合の充当)

第422条 債務者が債権者に対して多数

の債務を負う場合には、弁済の時に、消滅する債務を指定することができる。消滅する債務を指定しなかった場合には、給付は、まず弁済期が到来した債務に充当し、弁済期が到来した債務が多数あるときは、債権者への担保としての効力が最も弱い債務に充当する。担保としての効力が等しい債務が多数あるときは、弁済は、債務者にとって最も負担が大きい債務に、負担が等しい債務が多数あるときは、最も早く発生した債務に、全ての債務が同時期のものであるときは、均等に充当する。

第423条 債務が元本、利息および費用からなるときは、給付は、まず費用に、その後利息に、最後に元本に充当する。

債務者が別段の指定をした場合には、債権者は、給付の受領を拒絶することができる。

(受取証書に関する権利)

第424条 債務者は、弁済をした場合には、受取証書を請求する権利を有する。債権証書の返還は、完済をしたときに限り、請求する権利を有する。債権証書を返還した場合には、債務の弁済を受けたものとみなす。

(受取証書の費用)

第425条 受取証書の費用は、当事者が別段の意思を表示しなかったときは、債務者が負担する。

(受取証書の持参人)

第426条 債権者の受取証書を持参する者は、弁済を受領する権限を有するものと推定する。ただし、債務者が、反対の結論を導く事情を知っていたときは、この限りでない。

(供託)

第427条 債務者は、債権者が遅滞の責任を負う場合において、給付すべきもの

が金銭その他法律によって供託が許されるものであるときは、それを供託する権利を有する。

(供託が許されない物)

第428条 給付すべきものが、供託に適しない動産である場合には、債務者は、債権者が遅滞の責任を負うときは、事前に債権者に通知をし、公の競売に付してそれを売却して競売金を供託することができる。通知は、物が劣化するものであり、遅滞による劣化のおそれがある場合、または通知が特に困難な場合には、省略することができる。

第429条 供託に適しない動産が証券価格を有し、または当該動産の管理に必要な費用に比してその価値が小さい場合には、当該動産の売却は、地方裁判所長の許可により、競売に付きないです。

(供託の方法)

第430条 供託は、給付の履行地の供託所において行う。債務者は、遅滞なく債権者に供託の通知をしなければならない。通知をしなかった場合には、債務者は、損害賠償の義務を負う。ただし、通知が特に困難であるときは、この限りでない。

(供託の効果)

第431条 供託は、供託の時に債務者から弁済があったのと同様、債務を消滅させる。

(供託物の請求)

第432条 債権者は、いつでも、供託所から供託物を受け取ることができる。ただし、債務者は、債権者の反対給付と引換えにのみ給付をする義務を負う場合には、供託の時に、債権者による供託物の請求を反対給付の同時履行に係らせる旨の意思表示をすることができる。

(債務者による取戻し)

第433条 債権者が供託所に対し、供託を受諾しない旨の意思を表示した場合には、債務者は、供託物を取り戻す権利を有する。供託物を取り戻した場合には、初めから供託をしなかったものとみなす。

取戻しの権利は、差し押さえ、または譲渡することができない。

(他の供託の場合)

第434条 債務者が、債権者について生じた事由のため、または債権者を確知することができない正当な事由が存在するために、その債務を安全に履行することができない場合には、供託をする権利を有する。この場合における供託は、債権者の受領遅滞を理由とする供託と同様の効果を有する。

前項の場合においては、供託に適しない不動産の売却は、裁判所の許可を得て行う。

(供託の費用)

第435条 供託、競売または売却の費用は、債務者が供託物を取り戻した場合を除き、債権者が負担する。

(更改)

第436条 債務は、契約により、債務を消滅させる目的をもって、同じ当事者または異なる債務者もしくは債権者を含む新たな債務と代替した場合(更改)には、消滅する。

(無効または取消可能な債務の場合の更改)

第437条 更改前の債務が無効である場合には、更改も無効とする。ただし、更改の内容により、無効な更改前の債務の追認を含むとの結論が得られるときは、この限りでない。

更改は、更改前の債務が取消可能なものである場合も、有効とする。ただし、

債務者が更改の時にそのことを知らず、かつ、知らなかったことにつき過失がないときは、この限りでない。

(更改の意思)

第438条 更改の意思は、更改契約の内容から明白に推知できるものでなければならぬ。

(更改前の債務の担保)

第439条 更改をした場合には、更改前の債務の保証人、質権または抵当権は、保証人または抵当物もしくは質物の所有者が承認したときに限り、更改後の債務につき存続する。

(相殺)

第440条 2人が互いに同種の債務を負担する場合において、双方の債務が弁済期にあるときは、各債務者は、相殺によって、その対当額について当該債務を消滅させることができる。

(相殺の方法)

第441条 相殺は、当事者の一方から相手方に対する意思表示によってする。相殺権の行使は、双方の債務が互いに存在するようになった時にさかのぼって当該債務を消滅させる。

第442条 裁判上の請求に対する相殺は、自動債権を即時に証明できる場合には、訴訟のあらゆる段階および強制執行においても主張することができる。

(時効により消滅した自動債権)

第443条 時効によって消滅した反対債権が、双方の債権が互いに存在した時に消滅していなかった場合には、その債権者は、当該債権を自動債権として相殺をすることができる。

(条件または期限を付した相殺)

第444条 相殺の意思表示は、条件または期限を付して行った場合には、効力を有しない。ただし、裁判所における相殺

の主張は、相手方の訴えが他の理由のために棄却されなかった場合に備えてしたものであるときも、有効とする。

(猶予期限)

第445条 債務者に無償で弁済期限を許与した者は、このことにより、その債権を相殺することを妨げられない。

(履行地が異なる給付)

第446条 双方の債務の履行地が異なる場合には、相殺をする者は、相手方が特定の履行地において給付を履行または受領することができないことにより被った損害を賠償する責任を負う。

(他人の債権を自働債権とする相殺)

第447条 保証人は、債権者に対する債務者の債権を自働債権として相殺をすることができる。債務者は、保証人の反対債権を自働債権として相殺をもって対抗することができない。

(譲受人に対する相殺)

第448条 債務者は、債権譲渡の通知を受けた場合には、当該通知を受けた後に譲渡人に対して取得した債権を自働債権として、相殺をもって譲受人に対抗することができない。

(差押えの場合の相殺)

第449条 債権が差押えの対象となっている場合には、債務者は、差押えの後に債権者に対して取得した債権を自働債権として、相殺をもって差押人に対抗する

ことができない。

(相殺の禁止)

第450条 債権が故意による不法行為によって生じたものであるときは、当該債権を受働債権として、相殺をすることができない。

債務者があらかじめ相殺の権利を放棄した場合には、相殺をもって債権者に対抗することができない。

第451条 債権が差押えを禁じたものであるときは、その債務者は、相殺をもって債権者に対抗することができない。

(多数の債務の場合の相殺)

第452条 債務者が債権者に対して多数の債務を負う場合において、債権者が相殺を充当すべき債務について同意をしないときは、多数の債務が存在する場合の弁済の充当についての規定を準用する。

(混同)

第453条 債権者および債務者の資格が同一人に帰属したときは、その債務は、混同により消滅する。資格が同一人へ帰属しなくなった場合には、債務は復活する。

(免除)

第454条 債権者が債務者と債務の免除を合意し、または債務が存在しないことを確認したときは、当該債務は消滅する。

第10章 債権譲渡

(意義)

第455条 債権者は、債務者の同意を得ないで債権を他人に譲り渡すこと(債権譲渡)ができる。

(証書の交付)

第456条 譲渡人は、債権の行使に必要

な一切の情報を譲受人に提供し、自己が所持する債権証書を交付する義務を負う。

債権の一部を譲り渡した場合には、債権証書の謄本を交付する。ただし、この場合には、譲受人は原本の提示を請求す

る権利を有する。

（公文書の請求）

第457条 譲渡人は、譲受人から請求があった場合には、譲渡に関する公文書を作成する義務を負う。この場合における費用は、譲受人が負担する。

（従たる権利の譲渡）

第458条 抵当権、保証、質権その他債権を担保する従たる権利、および強制執行または破産における特権であり、かつ、債権または保証の性質と結びつくものは、譲渡により移転する。債権者の一身に専属する特権は、移転しない。

第459条 当事者が別段の意思を表示しなかった場合には、発生した遅延利息も前条に定める権利とともに移転する。

（通知）

第460条 譲受人は、自己または譲渡人が債務者に譲渡を通知しなければ、債務者に対して権利を取得しない。

（通知前の弁済）

第461条 債務者は、通知を受ける前に譲渡人に弁済をし、または譲渡人と免除契約を締結した場合には、債務を負わない。

（譲受人に対する債務者の義務）

第462条 債務者は、債権の譲受人に対して、譲渡人に対して負っていたのと同じ義務を負う。

（譲受人に対する抗弁）

第463条 債務者は、通知を受けるまでに譲渡人に対抗することができた一切の事由をもって、譲受人に対抗することができる。

債務者が前項の通知を受ける時に、譲渡人に対して有する反対債権は、譲渡の時に弁済期にない場合でも、譲り渡された債権より前に弁済期が到来したとき

は、譲受人に対して相殺をもって対抗することができる。

（譲渡禁止）

第464条 差押えを禁じた債権は、譲り渡すことができない。

第465条 給付の性質上債権者の一身に専属する債権は、譲り渡すことができない。

第466条 債権者と債務者との間で、譲渡禁止を合意した場合には、債権は、譲り渡すことができない。ただし、譲受人が譲渡禁止についての記載がない文書に基づいて債権を取得した場合には、債務者は、譲受人に対して当該合意を対抗することができない。

（譲渡人の責任）

第467条 有償の譲渡の場合には、譲渡人は、債権の存在についてのみ責任を負う。

無償の譲渡の場合には、譲渡人は、債権の存在についても責任を負わない。

第468条 譲渡人が債務者の資力を担保した場合において、疑いがあるときは、譲渡人は、譲渡の時ににおける債務者の資力についてのみ責任を負うものとする。債権が、譲渡の時に、条件または期限を付したものである場合には、譲渡人は、条件の成就または期限の到来の時ににおける債務者の資力についてのみ責任を負うものとする。

第469条 法定の債権譲渡の場合には、譲渡前の債権者は、譲渡後の債権者に対して、債権の存在および資力について責任を負わない。

（他の権利の譲渡）

第470条 債権の譲渡に関する規定は、法律に別段の定めがないときは、他の権利の譲渡について準用する。

第11章 債務引受け

(意義)

第471条 ある者が、債権者と契約を締結することにより、他人の債務を引き受けた場合には、当該者は債務者の地位を承継し、債務者はその責任を免れる。

(引受人の義務)

第472条 引受人は、債権者に対して、引受前の債務者が負っていたのと同一の義務を負う。

(引受人の抗弁)

第473条 引受人は、債権者と引受前の債務者との関係から生じた抗弁を、債権者に対して主張することができる。

引受人は、債権者に対する引受前の債務者の債権を、相殺をもって対抗することができない。

第474条 引受人は、引受前の債務者との関係から生じた抗弁を、債権者に対して主張することができない。

(債権の従たる権利)

第475条 引受前の債務者に対する債権の従たる権利は、引受の後も存続する。ただし、保証人、質権および抵当権は、保証人または抵当物もしくは質物の所有者が承認した場合に限り、存続する。

強制執行または破産において行使できる特権は、引受により消滅する。

(抵当権の目的である不動産の処分と引受)

第476条 譲渡人の被担保債務を弁済する条件で抵当権の目的である不動産を契約により取得した者は、債権者が、不動

産の移転に係る登記の後書面による通知を受けた時から6箇月以内に債務者の変更を拒絶しなかった場合には、当該債務につき債務者の地位を承継し、債務者は、責任を免れる。当該通知は、譲渡人が行い、それに対する債権者の承認または拒絶は、譲渡人に対してしなければならない。譲渡人は、譲受人に対して遅滞なく当該承認または拒絶を通知しなければならない。

(重畳の債務引受)

第477条 ある者が債権者と契約を締結し、他人の債務の弁済を約した場合には、債務者は債務を免れず、約束をした者は並例的に債務を負う。ただし、明確に他の結論が得られるときは、この限りでない。

(第三者の債務者への約束)

第478条 第三者が債務者にその債務を弁済する旨を約した場合において、疑いがあるときは、債権者は、その契約により権利を取得しない。

(集合財産の譲渡の場合)

第479条 契約により財産または企業を移転した場合には、譲受人は、財産または企業に属する債務については、債権者に対して、移転したものの限度においてのみ責任を負う。譲渡人の責任は、存続する。

債権者を害する当事者の反対の合意は、債権者に対しては、無効とする。

第12章 連帯債務

(疑いがある場合には、債務は連帯債務

とならない)

第480条 数人が可分給付を弁済する義務を負い、または可分給付を請求する権利を有する場合において、疑いがあるときは、各債務者は等しい割合で給付を弁済し、各債権者は等しい割合で給付を受領する権利を有する。

（連帯債務）

第481条 連帯債務とは、同一の給付に数人の債務者がある場合において、各債務者が当該給付の全部を履行する義務を負うが、債権者は当該給付を一度しか請求できない場合をいう。

（債権者の権利）

第482条 連帯債務の場合には、債権者は、その選択に従い、連帯債務者の一人に対し給付の全部または一部の履行を請求する権利を有する。連帯債務者は、給付の全部が履行されるまでは全員責任を負う。

（絶対的な効力を有する事由）

第483条 連帯債務者の一人が弁済をしたときは、債務は、すべての連帯債務者の利益のために消滅する。代物弁済、債務変更契約、供託、更改および相殺の場合も、同様とする。

連帯債務者の一人が債権者に対して有する債権は、他の連帯債務者が相殺をもって債権者に対抗することができない。

（免除）

第484条 連帯債務者の一人に対してした債務の免除は、他の連帯債務者の利益のためにも効力を生ぜしめる目的でした場合に限り、当該他の連帯債務者の利益のためにもその効力を生ずる。連帯債務者の一人に対してした期限の許与についても、同様とする。

（債権者の受領遅滞）

第485条 連帯債務者の一人に対する債権者の受領遅滞は、他の連帯債務者の利

益のためにもその効力を生ずる。

（相対的な効力を有する事由）

第486条 連帯債務者の一人について生じた他の事由、とりわけ催告、解除、遅滞、責めに帰すべき事由、履行不能、時効、時効の完成、中断および停止、混同ならびに既判力については、連帯債務関係から他の結論が得られない場合には、他の連帯債務者の利益のためにまたは他の連帯債権者に対してその効力を生じない。

（連帯債務者間の求償権）

第487条 連帯債務者は、連帯債務関係から他の結論が得られない場合には、他の連帯債務者に対して等しい割合で求償権を有する。

連帯債務者の一人が返還をすることができない部分については、求償権を有する連帯債務者および他の連帯債務者の間で、前項に規定する割合で分割して負担する。

（代位）

第488条 連帯債務者の一人が債権者を満足させ、他の連帯債務者に対して求償権を有する場合には、当該連帯債務者は、債権者の権利に代位する。

（連帯債権）

第489条 連帯債権とは、同一の給付に数人の債権者がある場合において、各債権者が当該給付の全部を請求する権利を有するが、債務者は給付を一度弁済する義務のみを負う場合をいう。

（債務者の権利）

第490条 連帯債権においては、債務者は、その選択に従い連帯債権者の一人に給付を弁済する権利を有する。ただし、連帯債権者の一人が債務者に対して訴えを提起したときは、この限りでない。

（絶対的な効力を有する事由）

第491条 連帯債権者の一人に対して弁済、代物弁済、債務変更契約、供託、更改、相殺または混同があったときは、債権は、他の連帯債権者に対しても消滅する。連帯債権者の一人が、債権を消滅させる目的で免除をしたときも、同様とする。

連帯債権者の一人について生じた受領遅滞は、他の連帯債権者に対しても効力を生ずる。

(相対的な効力を有する事由)

第492条 連帯債権者の一人に生じた他の事由は、連帯債権関係から他の結論が得られない場合には、他の連帯債権者の利益のためにまたは他の連帯債権者に対して効力を生じない。

(連帯債権者間の求償)

第493条 連帯債権者は、連帯債権関係から他の結論が得られない場合には、他の連帯債権者に対して等しい割合で求償権を有する。

(不可分債務)

第494条 数人の債務者が不可分債務を負う場合には、連帯債務の規定を準用する。

不可分債務は、金銭債務に転化した場合には、分割債務となる。ただし、不可分債務が債務者の一人または数人の責めに帰すべき事由により不能となった場合には、当該債務者は連帯責任を負い、他の債務者はその債務を免れる。

第495条 数人が不可分債務を請求する権利を有する場合において、法律または法律行為により連帯債権者とならないときは、債務者はすべての債権者に対してのみ給付を履行する義務を負い、各債権者はすべての債権者に対しての給付の履行を請求する権利のみを有する。

債権者の一人について生じた事由は、他の債権者に対してその効力を生じない。

第13章 贈与

(意義)

第496条 他人への財産の給付は、当事者の合意により無償で行う場合には、贈与となる。

第497条 ある者が、他人の利益のために財産を取得せず、権利を取得することを拒絶し、または相続もしくは遺贈を放棄することは、贈与とならない。

(成立)

第498条 贈与が成立するためには、公正証書によることを要する。

公正証書によらないでした動産の贈与は、贈与者が受贈者に物を引き渡した場合には、有効とする。

(贈与者の責任)

第499条 贈与者は、故意または重大な過失についてのみ責任を負う。

贈与の目的物の物の瑕疵または権利の瑕疵については、贈与者は、そのような瑕疵が存在しない旨を約し、または故意により隠蔽した場合に限り責任を負う。

第500条 贈与者は、遅延利息を支払う義務を負わない。

第501条 贈与者の他の債務をも顧慮した場合において、贈与の履行が贈与者の生存または贈与者が法律上負う扶養義務の履行を危くするときは、贈与者は、贈与の履行を拒絶することができる。

(定期贈与)

第502条 贈与が定期の給付を目的とす

る場合において、贈与者が死亡したときは、別段の合意がない限り、その債務は消滅する。

（負担付贈与）

第503条 負担付贈与の場合には、贈与者は、その義務を履行したときは、受贈者に負担の履行を請求することができる。

贈与者が死亡した場合には、公の目的または公益に関する負担の履行は、公の当局が請求することができる。

第504条 贈与の目的であるものの価格が負担の履行に必要な費用を支払うのに足りず、かつ、差額が補われない場合には、受贈者は、負担の履行を拒絶する権利を有する。

（贈与の撤回）

第505条 受贈者が重大な過失により贈与者、贈与者の配偶者または親族に対して忘恩行為をした場合、とりわけ贈与者を扶養する義務を怠った場合には、贈与者は、贈与を撤回する権利を有する。

第506条 贈与者の相続人は、受贈者が、故意に、贈与者を死亡するに至らせ、または贈与を撤回することを妨げたときは、贈与を撤回する権利を有する。

第507条 贈与者またはその相続人は、受贈者がその責めに帰すべき事由により贈与の負担を履行しないときは、贈与を撤回する権利を有する。

第508条 血縁関係のある卑属がない者による贈与は、贈与者の生前またはその死亡後にその実子が出生し、または婚姻によるその子の準正があった場合には、贈与の履行の時から5年以内に撤回することができる。

第509条 贈与の撤回は、受贈者に対する意思表示である。贈与者の給付義務は撤回によって消滅し、既に履行した給付については、不当利得の規定に従って返還を請求することができる。

第510条 贈与者が受贈者を許し、または撤回の権利を取得し、かつ、理由を知った時から5年間を経たときは、撤回をすることができない。

受贈者の死亡後は、撤回をすることができない。

第511条 撤回の権利は、あらかじめ放棄することができない。

第512条 特別の道徳的義務または礼儀にかなった贈与は、撤回することができない。

第14章 売買および交換

（売買の意義）

第513条 売買契約により、売主は売買の目的である物の所有権または権利を移転して物を引き渡す義務を負い、買主は合意した代金を支払う義務を負う。

（権利の瑕疵）

第514条 売主は、売買の目的物を、一切の第三者の権利（権利の瑕疵）を除去して引き渡す義務を負う。

第515条 売主は、買主が売買の時に存

在する権利の瑕疵を知っていた場合には、当該瑕疵について責任を負わない。ただし、抵当権、仮登記抵当権、差押え、質権については、売主は、買主がその存在を知っていた場合であっても、責任を負う。

（売主の義務不履行）

第516条 売主がその義務を履行しないときは、買主は、双務契約における債務者の履行遅滞または責めに帰すべき事由

による履行不能の場合における債権者と同様の権利を有する。

第517条 権利の瑕疵が存在することについての売主に対する証明の責任は、買主が負う。

(売主の責任を免除する旨の合意)

第518条 (法3043/2002によって削除)

(情報および書類の交付)

第519条 売主は、売買の目的物に係る法律関係、とりわけ不動産の境界ならびに不動産について存在する権利および負担に関する情報を提供し、自己の所持する、売買の目的物に係る権利の証書を交付する義務を負う。

(売買以外の権利移転型契約における責任)

第520条 権利の瑕疵に関する売主の責任についての規定は、権利移転の義務を生ぜしめる売買以外の有償契約について準用する。

第521条 (民事訴訟法施行法第53条によって削除)

(売買における危険負担)

第522条 売買の目的物が、その引渡し後に当事者の責めに帰すべき事由によらないで滅失または損傷したときは、買主が危険を負担する。

不動産の売買において、引渡しの前に売買の登記をしたときは、買主は、登記の時から危険を負担する。

第523条 売買に付した条件の成否が未定である間に売買の目的物を引き渡した場合において、条件が成就する前に、当事者の責めに帰すべき事由によらないで目的物が滅失または損傷したときは、条件が停止条件である場合は売主が、解除条件である場合は買主が危険を負担する。

第524条 売主が買主の請求により、履

行地と異なる場所に向けて物を発送した場合には、買主は、売主が物を発送のために引き渡した時から危険を負担する。

第525条 売主は、危険を負担した時から、物から収益を得ることができ、費用等の負担を負う。

(物の交付および受領の費用)

第526条 売買の目的物の交付のための費用、とりわけ計量、計算、番号付けのための費用は、売主が負担する。受領および履行地と異なる場所への送付のための費用は、買主が負担する。

(契約および登記の費用)

第527条 書面による契約の締結に係る費用または税金は、当事者双方が等しい割合で負担する。

不動産または不動産に対する権利の売買における登記の費用は、買主が負担する。

(交付前の費用)

第528条 買主が売買の目的物の引渡しを受ける前から危険を負担する場合には、買主への危険の移転から目的物の引渡しまでの間に、売主が目的物について支出した必要費については、買主は、委任の規定に従って償還する義務を負う。必要費以外の費用については、事務管理の規定による。

(代金の利息)

第529条 代金の支払いについて期限を定めなかったときは、買主は、売買の目的物から収益を得た時から利息を支払う義務を負う。

(市場価格または証券取引価格)

第530条 市場価格または証券取引価格を代金として定めた場合において、疑いがあるときは、当事者は、給付の履行の時および場所における市場または証券取引所の平均価格を代金として定めたもの

とみなす。

当事者が物の代金をその重量に基づいて定める意思を表示した場合において、疑いがあるときは、当事者は、正味重量を基準とする意思を有するものとみなす。

(代金の支払い期限)

第531条 売主は、自己の債務の全部を履行し、代金の支払について期限を許したときは、代金の支払いの遅滞を理由に契約を解除することができない。

(所有権留保)

第532条 売買契約の内容として、代金の支払いを受けるまで売主が所有権を留保することを定めた場合において、疑いがあるときは、所有権は代金の支払いを条件として買主に移転し、買主が履行遅滞に陥った場合には、売主は代金を請求し、または契約を解除して所有権に基づく権利を行使することができる。

前項の場合においては、買主は、物の引渡しを受けた時から危険を負担する。(買受けの禁止)

第533条 強制競売または任意競売によって物を売却する場合には、次の各号に定める者は、自己のために直接もしくは第三者を通して、または第三者の計算において、当該各号に定める物を買受けることができない。①法律に基づき他人の財産を管理する者が、当該財産に属する物。②受任者または管理人が、売却を委託された物。③公職にある者またはその助手が、自己が介在して売却する物。(物の瑕疵および合意した性状の欠如)

第534条 売主は、売買の目的物を、合意した性状を有し、かつ、物の瑕疵がない状態で引き渡し義務を負う。

第535条 売主は、買主に引き渡した物が契約の本旨に従わない場合、とりわけ

物が次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の義務を果たさなかったものとする。①売主による告知または売主が買主に提示したサンプルまたはモデルと合致しない場合。②当該契約の目的、とりわけ当該目的に従った特別の使用に適さない場合。③同種の物の通常の使用に適さない場合。④売主、製造者またはその代理人の公の表示、とりわけ関連の広告またはラベル表示を顧慮したとき、同種の物に対して買主が期待できる品質または性能を有しない場合。ただし、売主が関連の表示を知らず、かつ、知ることができなかったときは、この限りでない。

(不完全な取付け)

第536条 物の取付けが契約の一部をなし、当該取付けが売主によって行われた場合において、当該取付けが不適切なものであったときは、物は、契約の本旨に従わないものとする。買主による不適切な取付けが、売主が正確な指示を提供しなかったことによるものである場合も、同様とする。

(欠如による責任)

第537条 危険が買主に移転する時に、売買の目的物に物の瑕疵があり、または合意した性状がない場合には、売主は、その責めに帰すべき事由がないときであっても、責任を負う。ただし、買主が、契約締結の時に、物が契約の本旨に従ったものでないことを知り、または物が契約の本旨に従わない事由が、買主が提供した材料によるものであるときは、この限りでない。

売買の目的物の引渡しの時から6箇月以内に明らかになった欠陥または合意した性状の欠如は、引渡しの時にすでに存在したものと推定する。ただし、この推

定が当該目的物の性質または欠陥もしくは欠如の性質に適合しないときは、この限りでない。

(欠如による責任の免除)

第538条 (法3043/2002第2条第3項によって削除)

第539条 (民事訴訟法施行法第53条によって削除)

(買主の権利)

第540条 物の瑕疵または合意した性状の欠如によって売主が責任を負う場合には、買主は、その選択に従い、次の各号のいずれかの行為をとることができる。

①費用を一切負担しないで、物の修復または他の物との交換を請求すること。ただし、当該修復等が不可能であり、または不相当な費用を要するときは、この限りでない。②代金を減額すること。③契約を解除すること。ただし、欠陥が重要なものでないときは、この限りでない。

売主は、相当の期間内に、買主に多大な迷惑をかけることなく、修復または交換を行わなければならない。

第541条 買主は、後に他の欠陥を発見した場合には、前条の権利を新たに行使することができる。合意した性状を欠くときも、同様とする。

第542条 裁判所は、買主が解除の権利を行使した場合であっても、状況により解除が正当でないと判断したときは、代金の減額または物の交換のみを命ずることができる。

第543条 危険が買主に移転する時に、物が合意した性状を欠く場合には、買主は、第540条の権利の行使に代えて、契約の不履行による損害賠償を請求し、または、第540条の権利の行使と共に、当該権利の行使によって補填されない損害の賠償を請求することができる。欠陥物

の給付が売主の責めに帰すべき事由によるものである場合も、同様とする。

第544条 売主は、契約締結の時に存在した性状が、危険が買主に移転する前に売主の責めに帰すべき事由によらないで存在しなくなったときは、合意した性状の欠如による損害賠償の責任を負わない。

(異議をとどめない受領)

第545条 買主が物の欠陥または合意した性状の欠如を知りながら、異議をとどめないで当該物を受領した場合には、当該欠陥または欠如を承認したものとみなす。

(売主の権利)

第546条 第540条の物の交換の権利は、当該権利の行使が買主にとって不利益なものでない場合に限り、売主も同じ条件で有する。

買主が物の欠陥または合意した性状の欠如による売主の責任を主張した場合には、売主は、相当の期間を定めて、物の交換の請求または解除権の行使を催告することができる。期間を経過したときは、買主は、これらの権利を行使することができない。

(欠如による解除または交換の効果)

第547条 買主は、物の瑕疵または合意した性状の欠如を理由に契約を解除した場合には、物に付した一切の制限物権を除去して当該物を引き渡し、当該物から得た収益を返還しなければならない。この場合においては、売主は、利息を付した代金、売買の費用および買主が物のために支出した費用を返還しなければならない。

前項の規定は、物の交換の場合について準用する。

(物の滅失または損傷)

第548条 買主は、物の欠陥が理由で物が滅失または損傷した場合であっても、当該物の交換を請求し、契約を解除し、または代金を減額することができる。

第549条 物の一部または全部が、当事者の責めに帰することができない事由により滅失し、または大きく損傷した場合には、買主は、代金の減額をする権利のみを有する。

買主が物の全部または重要な一部を加工し、または処分した場合も、同様とする。

（一定の面積の不動産の売買）

第550条 不動産の売主が、当該不動産が一定の面積を有することを買主に約したときは、合意した性状の場合と同じく担保の責任を負う。買主は、面積の不足が重要なものであり、そのために契約が買主の利益に合致しないときに限り、解除の権利を有する。

（多数の物の売買）

第551条 売買の目的である多数の物の内、一部のみに欠陥があり、または合意した性状がない場合には、その全部について統一の代金を定めたときであっても、交換または解除の権利は、当該一部についてのみ行使することができる。ただし、当事者の意思により、物を大量にまたは集合物として売買し、かつ、欠陥または欠如がある物を、当事者の一方に損害を生ぜしめることなく他の物から分離することができないときは、交換または解除の権利は、当該物の全部について行使することができる。

第552条 主物の交換または主物についての解除は、従物につき特別の代金を定めた場合であっても、従物を含む。

（多数の売主または買主の売買）

第553条 売主または買主が多数ある場

合には、交換の権利については第396条の規定を準用し、代金の減額の権利は、各人からまたは各人に対しても等しい割合で行使することができる。売主または買主が多数の者によって相続されたときも、同様とする。

（消滅時効）

第554条 物の瑕疵または合意した性状の欠如による買主の権利は、不動産については5年間、動産については2年間で消滅する。

第555条 消滅時効は、物を買主に引き渡した時から進行する。買主が欠陥または性状の欠如を引渡し後に発見したときも、同様とする。

買主が証拠保全を請求した場合には、時効はその手続きの完了まで中断する。

第556条 物の欠陥または合意した性状による売主の責任について期間を定めた場合において、疑いがあるときは、期間内に発生した欠陥または欠如の時効は、発生の時から進行するものとする。

第557条 売主は、物の欠陥または合意した性状の欠如を隠匿し、または故意に黙秘した場合には、前3条の時効を援用することができない。

第558条 買主は、物の欠陥または合意した性状の欠如を時効期間内に売主に通知した場合には、時効の満了後においても、抗弁として、それによる権利を行使することができる。

（損害担保の引受け）

第559条 売主または第三者が売買の目的物について損害担保を引き受けた場合には、買主は、損害担保を引き受けた者に対し、損害担保引受けの意思表示または関連の広告に含まれている条件に基づき、損害担保の意思表示から生ずる権利を取得する。この場合には、買主が法律

上有する権利は害されない。

(求償)

第560条 売買が連続した場合において、最終的な売主が物の瑕疵または合意した性状の欠如により責任を負うときは、欠陥または欠如によるその前の売主の権利の時効は、買主が満足を得た時から進行する。ただし、最終的な売主に対して確定判決があった場合には、時効は、当該判決の確定の時から進行する。時効に関するその他の事項については、第554条から第558条までの規定を適用する。

第561条 前条の規定は、同一の物の最終売主以外の各売主に対する求償について準用する。

(その他の有償契約)

第562条 物の欠陥または合意した性状の欠如による売主の責任に関する規定は、権利移転の義務を生ぜしめる売買以外の有償契約について準用する。

(試味売買)

第563条 試味売買は、疑いがあるときは、買主が是認することを停止条件とするものとみなす。買主は、その選択に従い、是認をし、または拒絶をすることができる。

第564条 買主は、期間の定めがある場合は当該期間内に、また、期間の定めがない場合は売主が定める相当の期間内に限り、前条に定める是認または拒絶をすることができる。

買主が是認または拒絶をしなかったときは、試味売買の目的物の引き渡しを受けた場合においては売買を是認したものとみなし、引渡しを受けなかった場合においては拒絶をしたものとみなす。

(買戻しの合意)

第565条 売主は、買戻しの合意により、一定の期間内に、合意した代金を支払っ

て物を買戻しすることができる。

(代金、期間)

第566条 買戻しの代金について合意をしなかったときは、買戻しの代金は売買の代金と同額であるものとする。

買戻しの期間は、当事者が期間を合意せず、または合意した期間が5年間より長いときは、5年間とする。

(買戻しの意思表示)

第567条 買戻しは、買戻しの権利を使用する旨の、買主に対する売主の意思表示によって行う。買戻しの意思表示は、売買契約について法律が定める方式によってしなければならない。

(効果)

第568条 売主が買戻しをした場合には、買主は、売買の目的物およびその従物を、買戻しの前に付した制限物権を除去して返還する義務を負い、売主は、代金を支払う義務を負う。売主は、売主が買戻しをする前に買主が得た収益については、請求権を有しない。

第569条 買戻しの時に、買主の責めに帰すべき事由によって、物を受領した時の状態で返還することが不可能である場合には、買主は、損害賠償の責任を負う。

買戻しの前に物が強制的に処分されたときも、同様とする。

第570条 買戻しの前に、買主の責めに帰すべき事由によらないで、物の一部または全部が滅失した場合には、買戻しの権利は、消滅する。物が損傷したときは、売主は、買戻しの代金を減額する権利を有しない。

第571条 買主は、買戻しの前に物について支出した費用によって物の価値が増加した場合に限り、当該費用を請求する権利を有する。買主は、付属させた物を

取去することができる。

(多数の者による買戻しまたは多数の者に対する買戻し)

第572条 買戻しの権利は、多数の者に帰属し、もしくは移転した場合または多数の義務者に対して行使することができる場合には、すべての者によって、またはすべての者に対して行使しなければならない。ただし、権利者の一人が当該権

利を放棄し、または喪失した場合には、他の権利者は、その全部を行使することができる。

(交換)

第573条 交換については、売買に関する規定を準用する。交換における各当事者は、自己が負担する給付については売主とみなし、請求する給付については買主とみなす。